

共生ビジョン新規連携事業の追加変更について

1. 「成年後見制度の利用促進」に関する追加変更

- ① 令和3年4月から、圏域10市町村のうち、おいらせ町及び小坂町を除く8市町村において、成年後見制度の利用促進に関する取組として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置及び関係機関の情報交換等を行う連絡会を開催する。
- ② 令和3年3月に、関係市町村による定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結し、「成年後見制度の利用促進」を定住自立圏の事業として位置付けている。
- ③ これに伴い、共生ビジョンに「成年後見制度の利用促進」に係る取組内容を新たに記載する。

※ 事業概要等は、**資料3-1**のとおり。

2. 「医療的ケア児支援のための連携推進」に関する追加変更

- ① 令和3年4月から、圏域10市町村のうち、おいらせ町及び小坂町を除く8市町村において、医療的ケア児支援のための連携推進に関する取組として、各関連機関の連携を図る協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置等についての検討を行う。
- ② 令和3年3月に、関係市町村による定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結し、「医療的ケア児支援のための連携推進」を定住自立圏の事業として位置付けている。
- ③ これに伴い、共生ビジョンに「医療的ケア児支援のための連携推進」に係る取組内容を新たに記載する。

※ 事業概要等は、**資料3-2**のとおり。